

運営規程等における訪問型サービスAの文言について

※既に従前相当サービスの指定を受けていて、一体的に事業を行う予定の訪問型サービス事業所向けの資料です。

1. 定款

- ・「第一号事業」または「第一号訪問事業」と記載があれば、変更の必要はありません。

2. 運営規程

- ・訪問型サービスAの開始にあたり、既存項目の変更は必要ありません。
- ・「第一号訪問事業」の記載があれば、文言の変更は必要ありません。

※「訪問型サービス」とだけ記載している場合は、変更の必要があります。

- ・「第一号訪問事業」という表記に変更する
 - ・「訪問型サービスA」の内容を追記する
 - ・「訪問型サービスA」の運営規程を別に作成する
- いずれも
変更届の提出が必要

3. 重要事項説明書・契約書

- ・訪問型サービスAの開始にあたり、以下の【記載例】に従い、下線部分の内容を書き加える必要があります。

(1) 訪問型サービスAの種類と料金

【記載例】

類型	内容	対象	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問型サービス(I)	週1回程度	要支援1・2・事業対象者	1,168円	2,336円	3,504円
訪問型サービス(II)	週2回程度	要支援1・2・事業対象者	2,335円	4,670円	7,005円
訪問型サービス(III)	週に3回程度	要支援2	3,704円	7,408円	11,112円
訪問型サービスA	1回	要支援1・2・事業対象者	223円	446円	669円

※料金表になっていない場合や、サービス内容として同様の記載がある場合も、既存の書き方に対応させて「訪問型サービスA」の取扱について加えること。

(2) 訪問型サービスAに係る加算

【記載例】

- 初回訪問を行った月にサービス提供責任者がサービスを行った（同行訪問をした）場合は、200円が加算されます。
- 介護職員処遇改善加算として、上記利用料に〇〇%を乗じた金額が加算されます。

※訪問型サービスAを利用されている方は「初回加算」のみ該当します。

(3) 訪問型サービスAのサービス内容

【記載例】 サービス内容について

- | | |
|----------|-------|
| ○身体介護 | ○生活援助 |
| ・食事介助 | ・買い物 |
| ・清拭、入浴介助 | ・調理 |
| ・排泄介助 | ・掃除 |
| ・体位変換 等 | ・洗濯 等 |

※「第一号訪問事業」のうち「訪問型サービスA」は、「生活援助」サービスのみを行います。

(4) 事業所で指定を受けている事業

【記載例】

事業の種類	指定年月日	事業所番号
訪問介護	平成〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇
<u>第一号訪問事業</u> <u>(訪問型サービスA)</u>	平成27年4月1日 <u>(平成 年 月 日)</u>	〇〇〇〇